

○淀川左岸水防事務組合議会の議決に付すべき契約、財産の取得及び処分に関する条例

制 定 昭 45. 3.25 条例 5

最近改正 平 5. 6.21 条例 4

(契 約)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、組合議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が 50,000,000 円をこえる工事又は製造の請負とする。ただし、既決契約の一部変更（契約金額の 2 割をこえる増減がある場合を除く。）については、この限りでない。

(財産の取得又は処分)

第 2 条 法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、組合議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、不動産（土地については、その面積が 1 件 5,000 平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産の買入れ若しくは売払い又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いでその予定価格 20,000,000 円以上のものとする。

附 則

- 1 この条例は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 淀川左岸水防事務組合契約条例（昭和 35 年淀川左岸水防事務組合条例第 8 号）は、廃止する。

附 則（平 5. 6.21 条例 4）

この条例は、公布の日から施行する。